

## 大口町被災者生活再建支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援の対象とならない者の生活の再建を支援するため、大口町被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することとし、その支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻、落雷その他の異常な自然現象により町内において生じる被害で、被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号に該当しないものをいう。

(2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって、構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウ

に掲げる世帯を除く。)

オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。)

(支援金の支給)

第3条 町長は、自然災害による被災世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に、住宅の被害の程度及び住宅の再建方法に応じて、別表に掲げる基礎支援金及び加算支援金を支給するものとする。ただし、別表に掲げる加算支援金については、大口町内で住宅の再建を行う場合に限り支給するものとする。

2 支援金の支給方法は、口座振替によるものとする。

(支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする支援対象者は、大口町被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写しその他の世帯が居住する住宅の所在及び世帯の構成が確認できる町が発行する書類
- (2) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる町が発行する災害証明書
- (3) 住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる書類（第2条第2号イに該当する被災世帯に限る。）
- (4) 宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書その他の住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる書類（第2条第2号イに該当する被災世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた世帯に限る。）
- (5) 長期にわたり避難することが見込まれる世帯に該当する旨の町による書類（第2条第2号ウに該当する被災世帯に限る。）
- (6) 住宅を建設、購入、補修又は賃借（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を行ったことが確認できる契約書

等（支援対象者又は被災世帯に属する者が契約者となっているものに限る。）

の写し及び資金計画（加算支援金の支給を申請する場合に限る。）

(7) 振込先口座を確認できる預貯金通帳の写し等

(8) その他町長が必要と認める書類

（申請期間）

第5条 支援金の支給の申請を行うことができる期間は、自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、町長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、その期間内に支援対象者が支援金の支給の申請をすることができないと認められる場合は、その期間を延長することができる。

（支給決定等の通知）

第6条 町長は、支援金の支給の申請があつた場合は、支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと決定したときは大口町被災者生活再建支援金支給決定通知書（様式第2）により、支給しないことを決定したときは大口町被災者生活再建支援金不支給決定通知書（様式第3）により、当該申請をした者に速やかに通知するものとする。

（状況報告）

第7条 前条の規定により支援金の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、再建後速やかに大口町被災者生活再建支援金再建状況報告書（様式第4）に、申請した内容のとおり住宅の再建を完了したことがわかる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（支給決定の取消し）

第8条 町長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。

(2) 申請した内容のとおり住宅の再建を実施しなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が当該支給決定を取り消す必要があると認

めるとき。

2 町長は、支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、大口町被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（様式第5）により支給決定者に通知する。

（支援金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該支給取消しに係る部分について既に支援金が支給されているときは、大口町被災者生活支援金返還請求書（様式第6）により、支給決定者にその返還を請求するものとする。

（その他必要事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成30年5月31日 大口町告示第62号）

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第52号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日 大口町告示第114号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町被災者生活再建支援金支給要綱第2条第2号オの規定は、令和2年7月3日以降に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対し、適用する。

別表（第3条関係）

（単位：万円）

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	住宅の被害程度等	支給額	住宅の 再建方法	支給額	
複数世帯	(1) 全壊の場合(第2条第2号アに該当) (2) 半壊又は敷地の被害による住宅の解体の場合(第2条第2号イに該当) (3) 長期にわたる避難が見込まれる場合(第2条第2号ウに該当)	100	建設又は購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	半壊し、大規模な補修が必要な場合 (第2条第2号エに該当)	50	建設又は購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	半壊し、中規模な補修が必要な場合 (第2条第2号オに該当)	—	建設又は購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単数世帯	(1) 全壊の場合(第2条第2号アに該当) (2) 半壊又は敷地の被害による住宅の解体の場合(第2条第2号イに該当) (3) 長期にわたる避難が見込まれる場合(第2条第2号ウに該当)	75	建設又は購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	半壊し、大規模な補修が必要な場合 (第2条第2号エに該当)	37.5	建設又は購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	半壊し、中規模な補修が必要な場合	—	建設又は購入	75	75

	(第2条第2号オに 該当)		補修	37.5	37.5
			賃借	18.7 5	18.75

備考

- 1 基礎支援金とは、住宅の被害程度等に応じて支給する支援金をいう。
- 2 加算支援金とは、住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。
- 3 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。
- 4 複数世帯とは、自然災害の発生時において、単数世帯でない被災世帯をいう。
- 5 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が一である被災世帯をいう。

様式第1 (第4条関係)

(表)

大口町被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

大口町長 様

大口町被災者生活再建支援金について、次のとおり申請します。

申請者  
世帯主以外の方が申請する場合はその理由

申請回数 [支給番号]	
初回	2回目以降 [ ]

[ ]

1 被災時の世帯の状況について記入してください。

(1) 単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください。( 単数 ・ 複数 )

(2) 世帯主の氏名

(ふりがな)

(3) 被災した住宅の住所

〒  
大口町

2 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現在の住所	〒
電話番号	

3 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通・当座	
フリガナ			
口座名義人			

4 住宅の被害状況を○で囲んでください。

被害状況	・全壊 ・長期避難	・半壊又は敷地の被害による住宅の解体 ・半壊による大規模補修 ・半壊による中規模補修
------	--------------	--

[ 半壊又は敷地の被害による住宅の解体の場合はその理由 ]

(裏)

5 申請する支援金について記入してください。

(1) 基礎支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

※初めて申請する方は必ず記入してください。2回目以降は変更がない限り空欄のままです。

区 分	今回申請 (A)		受給済 (B)		添付書類
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯	
全壊	100万円	75万円	/	/	住民票 罹災証明書 預金通帳の写し その他 ( )
半壊又は敷地の被害による住宅の解体	100万円	75万円	/	/	
長期避難	100万円	75万円	/	/	
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
申請額 (A - B)				万円	

(2) 申請する加算支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請 (C)		受給済 (D)		添付書類	
	複数世帯	単身世帯	複数世帯	単身世帯		
建設又は購入	200万円	150万円	/	/	契約書の写し その他 ( )	
補修	100万円	75万円	/	/		
賃借	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円		
中規模 半壊	建設又は購入	<u>100万円</u>	<u>75万円</u>	<u>100万円</u>	<u>75万円</u>	
	補修	<u>50万円</u>	<u>37.5万円</u>	/	/	
	賃借	<u>25万円</u>	<u>18.75万円</u>	<u>25万円</u>	<u>18.75万円</u>	
申請額 (C - D)				万円		

注) 1 添付書類は、該当するものを○で囲んでください (その他の場合は ( ) 内に書類名も記入してください)。

2 それぞれの支援金について、複数の区分に該当する場合は、それらのうち高いほうの額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を申請額の欄に記入してください。

以下町記入欄

災害名及び発災日	
世帯員数の確認	複数 ・ 単数
被害状況の認定	・ 全壊 ・ 半壊又は敷地の被害による住宅の解体 ・ 長期避難・半壊による大規模補修・半壊による中規模補修
解体状況の確認	



様式第2（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町被災者生活再建支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大口町被災者生活再建支援金について、下記のとおり支給します。

記

- 1 支給番号 第 号
- 2 支給額 円
- 3 支給方法 口座振替

様式第3（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町被災者生活再建支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大口町被災者生活再建支援金について、下記の理由により支給しないことに決定しましたのでお知らせします。

記

（理由）

様式第4（第7条関係）

年 月 日

大口町長 様

住所  
氏名

大口町被災者生活再建支援金再建状況報告書

年 月 日付け第 号で支給決定のあった大口町被災者生活再建支援金について、住宅の再建が完了しましたので下記のとおり報告します。

記

- 1 住宅再建の完了日
- 2 住宅再建方法
- 3 添付書類

様式第5（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

年 月 日付け第 号で通知した大口町被災者生活再建支援金の  
支給の決定について、下記の理由により全部(一部)を取り消します。

記

(理由)

様式第6（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町被災者生活再建支援金返還請求書

年 月 日付け第 号で支給決定しました大口町被災者生活再建支援金について、下記により返還してください。

記

- 1 返還の理由
- 2 返還額
- 3 返還の期限
- 4 返還の方法